平成２９年（フ）第２００号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城393番地　東マンション２　202
破産者　兼元　房子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２６３号
沖縄県那覇市牧志３丁目24番27―302号　コンフォート牧志駅前
破産者　與座　嘉彦
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１９２６号
札幌市中央区北８条西24丁目２番16―106号
破産者　石橋　博幸
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５０号
仙台市若林区六十人町30番地の１　サンコーポ202
破産者　佐藤　義治
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
富山県氷見市柳田41番地14
破産者　四十住勇一
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１２２号
富山県氷見市園699番地３
破産者　前澤　功一
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第３４号
京都府綾部市寺町上石46番地
破産者　北坂　邦雄
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第７７２号
大阪市東住吉区山坂４丁目16番７号
破産者　岡邉　知世
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１３９号
大阪府枚方市楠葉野田１丁目40番10―201号
破産者　江頭　太朗
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３９号
大阪市阿倍野区阪南町７丁目２番３―401号
破産者　クリーンウィルこと　石田　浩
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１５１号
大阪市旭区高殿２丁目13番１―207号
破産者　平沼明達こと明幸ビルサービスこと　尹　明達
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１４号
大阪市中央区谷町６丁目６番９号　小松ビル501
破産者　レテこと　宮本　信治
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６２０号
大阪市西成区花園北２丁目14番17号
破産者　森川　修次
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７２５号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番３―1124号
破産者　石井　一彰
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７５１号
大阪市東成区中道１丁目８番14号　ハイツ森ノ宮　７Ｃ号、前住所大阪市中央区瓦屋町２丁目11番６―611号
破産者　Ｍｉｎｔこと　山口　豊美
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７９０号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番８―906号
破産者　林　廣年
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０６３号
大阪市住吉区清水丘３丁目１番18―323号、前住所大阪市東住吉区田辺３丁目７番５―1005号
破産者　岡本　茂治
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１３３号
大阪府東大阪市三島３丁目15番34号　リバーサイド三島　201号
破産者　岡崎　光男
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３１５号
大阪府枚方市東牧野町16番44―23号
破産者　福本　鉄郎
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部